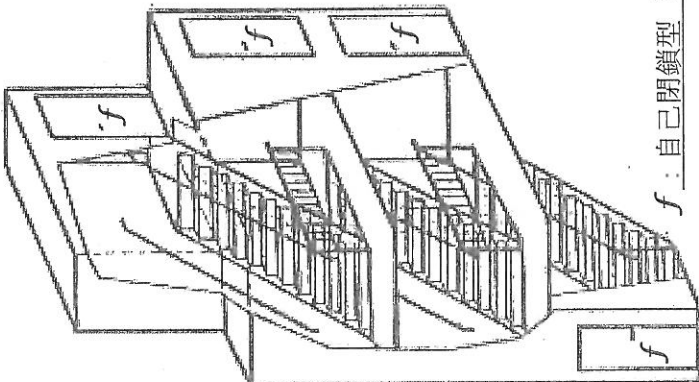
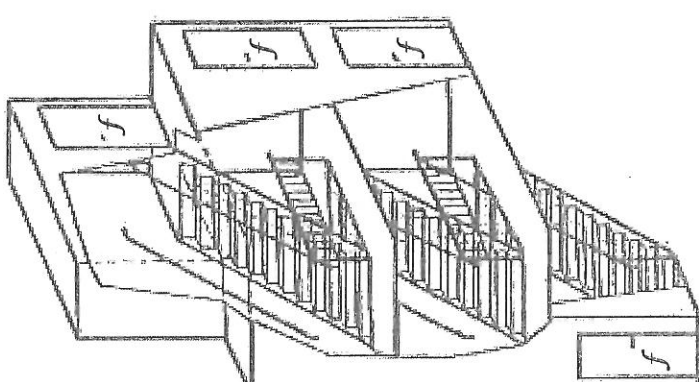


○船舶検査心得 2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示

(傍線の部分は改正部分)	
改 正 案	現 行
<p>2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示</p> <p>(<u>だ頭材及びピン</u>トルのベアリング)</p> <p>121.5 (a) <u>非金属ベアリングのクリアランスは、ベアリング製造者の推奨する設計仕様に適合し、かつ、十分な使用実績があることを書類で確認できる場合、1.5mm未満とすることができ</u>る。</p>	<p>2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>だ頭材及びピン トルの非金属ベ アリングのク リアランスの取 扱 いの新設</p>
<p>心得附則 (平成25年6月28日)</p> <p>(<u>適用期日</u>)</p> <p>(a) 本改正後の心得は、平成25年6月28日から適用する。</p>	

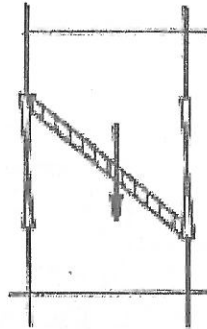
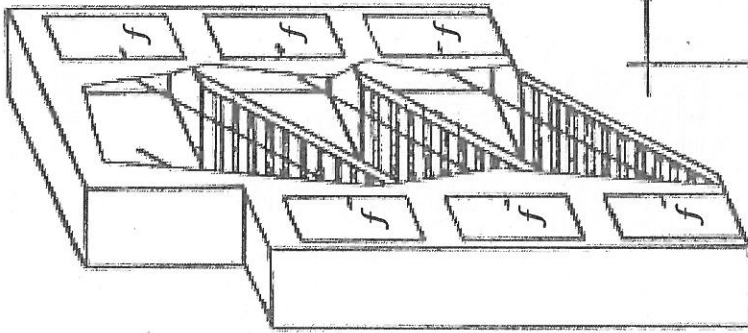
○船舶検査心得 2-3 船舶防火構造規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>2-3 船舶防火構造規則</p> <p>図27-6.5<1> 階段囲壁の保護</p>  <p>f : 自己閉鎖型「A」級防火戸</p> <p>(a)</p> <p><u>階段囲壁の中に階段及び通路を設け、階段囲壁の中のみを通過して他の層へ行くことができる構造</u></p>	<p>2-3 船舶防火構造規則</p> <p>図 27-6.5<1> 階段囲壁の保護</p>  <p>(a)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>各図中に防火戸の種類及び心得の説明を記載</p>

改正案

図27-6.5<1> 階段囲壁の保護

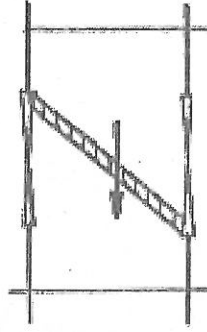
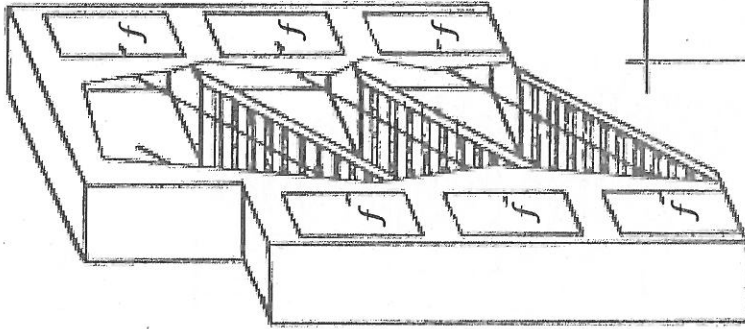


f. 自己閉鎖型「A」級防火戸
(b)

階段のみを囲壁で囲み、他の層へ行くためには
各甲板ごとに囲壁外に出なければならぬ構造で、
階段が張り詰めの構造でない場合

現行

図 27-6.5<1> 階段囲壁の保護



(b)

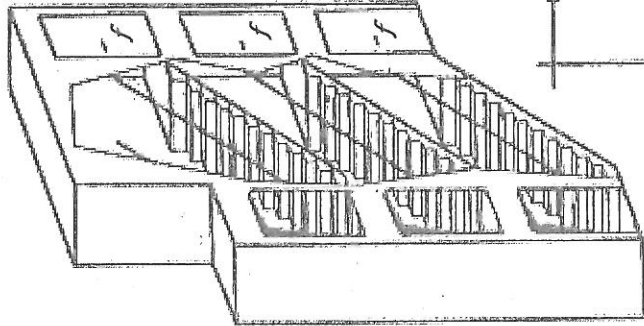
(新設)

備考

各図中に防火戸の種類及び心得の説明を記載

改正案

図27-6.5<1> 階段囲壁の保護

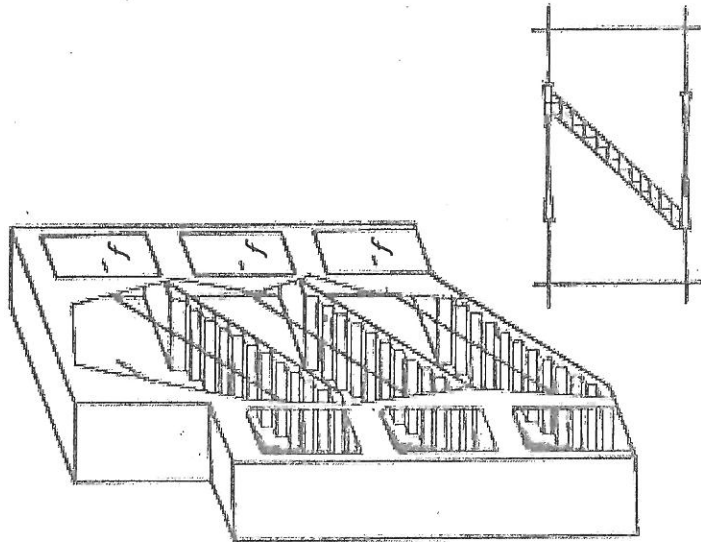


f : 自己閉鎖型「B」級防火戸
(c)

階段のみを囲壁で囲み、他の層へ行くためには各甲板ごとに囲壁外に出なければならぬ構造で、階段が張り詰めの構造の場合
(削る。)

現行

図 27-6.5<1> 階段囲壁の保護



(c)

(新設)

備考
図中「f」は、自己閉鎖型の A 級防火戸を示す。

備考

各図中に防火戸の種類及び心得の説明を記載

MSC/Circ.1120
(2 June 2004)
「SOLAS II-2 章の統一解釈」の取り入れにより A 級防火戸を B 級防火戸に変更

改 正 案	現	行	備 考
<p>心得附則（平成25年6月28日）</p> <p><u>（適用期日）</u></p> <p>（a）本改正後の心得は、平成25年6月28日から適用する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>（a）<u>施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶に</u>ついては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>			

○船舶検査心得 3-1 船舶設備規程

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>第2編 居住、衛生及脱出設備 第4章 船員に関する設備 第1節 通則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>109.0 (a) 女子船員に関する設備については、船員室並びに浴室、便所、洗面設備及び洗たく室等を独立かつ専用のも のとする。ただし、海上保安庁の船舶にあつては、 適宜しん酌して差し支えない。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(船員室等の位置)</p> <p>110.1 (a)～(c) (略)</p> <p>(d) 「管海官庁が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮し てやむを得ないと認める場合」とは、船型等から船員室 等を最高航海喫水線の上方に設けることが困難である場 合をいう。この場合において、船員室は最高航海喫水線 上に設けなければならない。</p> <p>(e) (d)の規定にかかわらず、旅客船、海上保安庁の船舶 又は特殊目的船については、照明装置の備え付け及び通 風のための十分な措置がとられていることを確認の上、 本項の「やむを得ないと認める場合」と取り扱って差し 支えない。この場合において、作業用通路の直下には船 員室を設けてはならない(海上保安庁の船舶を除く。)</p> <p>(船員室等の高さ)</p> <p>111.2 (a) 本項の規定は漁船(船舶安全法施行規則第1条第2項 の漁船をいう。以下本章第1節から第4節までにおいて 同じ。)には適用しない。</p>	<p>第2編 居住、衛生及脱出設備 第4章 船員に関する設備 第1節 通則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>109.0 (a) 女子船員に関する設備については、船員室、浴室及び 便所を独立かつ専用のものでとすること。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(船員室等の位置)</p> <p>110.1 (a)～(c) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(d) 引き船、帆船、旅客船、巡視船その他船舶の大きさに 比べ船員定員又は最大搭載人員の多い船舶については、本 項の「やむを得ないもの」と認めて差し支えない。</p> <p>(船員室の高さ)</p>	<p>2006年の海上 の労働に關す る条約の国内 担保に係る所 要の改正</p>

改正案	現行	備考
<p>111.3(a) 「管海官庁の指示するところ」については、原則として、本条第1項及び第2項の規定に適合するものであること。ただし、クリア・ハイトをとることが船舶の復原性の観点から合理的でない場合は、船舶の復原性、遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶（総トン数200トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）（以下この章において「海上労働条約適用船」という。）にあっては、クリア・ハイトを減じることが合理的であり、かつ、船員に対して不便をもたらさないと認められる資料に意見を添えて、海事局検査測定課長まで伺い出ること。</p> <p>(b) 海上保安庁の船舶の船員室等の高さについては、1.8mまで減じて差し支えない。</p> <p>(c) 沿海区域又は平水区域を航行区域とする国際航海に従事しない船舶であつて、総トン数200トン未満のものについては、船員の脱出上差し支えないと認められる場合に限り、クリア・ハイトを1.6mまで減じて差し支えない。</p> <p>(換気装置)</p> <p>115-2.1(a) 浴室及び便所は、他の船員に関する設備とは別に、開放場所に通風されたものであること。</p> <p>115-2.2(a) (略)</p> <p>(冷房装置)</p> <p>115-3-2.2(a) 第115条の2第2項の「換気できる適当な装置」については、「冷房できる適当な装置」とみなして差し支えない。</p> <p>(天窓、げん窓等)</p> <p>115-4.0(a) (略)</p>	<p>111.0(a) 本条の規定によるクリア・ハイトをとることが船舶の復原性の観点から合理的でない場合については、クリア・ハイトを減じて差し支えない。</p> <p>(新設)</p> <p>(b) 沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶であつて、総トン数200トン未満のものについては、船員の脱出上差し支えないと認められる場合に限り、クリア・ハイトを1.6mまで減じて差し支えない。</p> <p>(換気装置)</p> <p>(新設)</p> <p>115-2.2(a) (略)</p> <p>(天窓、舷窓等)</p> <p>115-4.0(a) (略)</p>	

改 正 案	現 行	備 考
<p>(e) 本条ただし書きの規定は、海上労働条約適用船には適用しない。</p>		
<p>第2節 船員室</p>	<p>第2節 船員室</p>	
<p>(船員室の広さ)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>115-5-2.1 (a) 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶</p> <p>&2 船 (総トン数1000トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの、二時間限定沿海船及び係留船を除く。)には、執務室を船員室 (船長及び甲板部又は機関部の最上位にある職員が使用する船員室に限る。) に隣接して設けなければならない。この場合において、船員室の床面積は第115条の5の2第3項の規定を準用することとして差し支えない。</p>	<p>(新設)</p>	
<p>115-5-2.4 (a) 本条の規定の海上保安庁の船舶への適用については、適宜しん酌して差し支えない。</p>	<p>(船員室の定員)</p> <p>(削る。)</p>	
<p>115-7.4 (a) 特殊目的船の部員の船員室の定員は、第1項の表に掲げる船員室の床面積の区分に応じた定員として差し支えない。また、船員室の定員を4人以上としても差し支えないが、その場合、一人当たりの床面積は3.6平方メートル以上とすること。</p>	<p>115-7.3 (a) 次に掲げる船舶については、適宜しん酌して差し支えない。</p> <p>(1) 引き船、帆船その他船舶の大きさに比し船員定員の多いもの</p> <p>(2) 短航海旅客船</p> <p>(3) 平水区域を航行区域とする船舶</p> <p>(新設)</p>	
<p>(b) 本条の規定の海上保安庁の船舶への適用については、適宜しん酌して差し支えない。</p>		

改 正 案	現 行	備 考
<p>(寝台)</p> <p>115-8.1 (a) 本条の規定の海上保安庁の船舶への適用については、<u>適宜しん酌して差し支えない。</u></p> <p>(備品)</p> <p>115-10.0 (a) <u>海上労働条約適用船における「日常生活の用に供する衣服戸棚その他の備品」とは次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>船員1人につき、475リットル以上の容量の施設することのできる棚付きの衣服戸棚及び56リットル以上の容量の引き出し又はこれに相当するもの。ただし、引き出しが衣服戸棚に組み込まれている場合には、衣服戸棚の容量は500リットル以上とすること。</u></p> <p>(2) <u>テーブル(固定式、折りたたみ式又は引き出し式のものに限る。)及び座席。</u></p> <p>(b) <u>次に掲げる船舶への適用については、適宜しん酌して差し支えない。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(1) <u>平水区域を航行区域とする船舶</u></p> <p>(2) <u>漁船</u></p> <p>(3) <u>海上保安庁の船舶</u></p> <p>(洗面設備)</p> <p>115-10-2.0 (a) <u>洗面設備に供給される水は清水とし、温水及び冷水が供給されるものであること。</u></p> <p>(b) <u>個人用の浴室が備え付けられている場合であつて、当該浴室に洗面設備が設けられている場合にあつては、適当な洗面設備とみなして差し支えない。</u></p> <p>(c) <u>本条の規定の海上保安庁の船舶への適用については、適宜しん酌して差し支えない。</u></p>	<p>(寝台)</p> <p>115-8.1 (a) <u>短航海旅客船については、「さしつかえないもの」と認め</u> <u>て差し支えない。</u></p> <p>(備品)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>115-10.0 (a) <u>次に掲げる船舶については、適宜しん酌して差し支えない。</u></p> <p>(1) <u>短航海旅客船</u></p> <p>(2) <u>平水区域を航行区域とする船舶</u></p> <p>(3) <u>漁船</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	

改正案	現行	備考
<p>(標示) <u>(a)</u> 船員室に標示する「種類」とは、職名をいう。 115-11.0 <u>(b)</u> (略)</p>	<p>(標示) <u>(新設)</u> 115-11.0 <u>(a)</u> (略)</p>	
<p>第3節 居住諸室等</p>	<p>第3節 居住諸室等</p>	
<p><u>(削る。)</u></p>	<p>(食堂)</p>	
<p><u>(削る。)</u></p>	<p>115-13.0 <u>(a)</u> 食堂の床面積については、(船員定員+2)(単位 m²)を標準とすること。ただし、引き船、帆船については、適宜しん酌して差し支えない。</p>	
<p><u>(削る。)</u></p>	<p><u>(b)</u> 短航海旅客船については、「さしつかえないもの」と認めて差し支えない。</p>	
<p><u>(削る。)</u></p>	<p>(調理室)</p>	
<p><u>(削る。)</u></p>	<p>115-14.0 <u>(a)</u> 調理室の最小床面積については、3.3m²を標準とし、船員定員に応じ増加させること。</p>	
<p><u>(削る。)</u></p>	<p><u>(b)</u> 短航海旅客船については、「さしつかえないもの」と認めて差し支えない。</p>	
<p>(事務室)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>115-15.0 <u>(a)</u> 本条の規定の海上保安庁の船舶への適用については、適宜しん酌して差し支えない。</p>	<p>(休憩室)</p>	
<p><u>(休憩室)</u></p>	<p>115-16.0 <u>(a)</u> (略)</p>	
<p><u>(削る。)</u></p>	<p><u>(b)</u> 短航海旅客船については、「さしつかえないもの」と認めて差し支えない。</p>	
<p>第4節 衛生諸室</p>	<p>第4節 衛生諸室</p>	
<p>(浴室等)</p>	<p>(浴室等)</p>	

改正案	現行	備考
<p>115-17.0 (a) 浴室については、<u>浴槽若しくはシャワー又はその両方が設けられていること。</u></p> <p>(b) <u>浴室及び洗面設備に供給される水は清水とし、温水及び冷水が供給されるものであること。</u></p> <p>(c) 「<u>船員定員六人又はその端数ごと</u>」の算定にあたっては、<u>浴室、大便器及び洗面設備のそれぞれについて、個人用の設備を有する者を除き算定すること。</u></p> <p>(d) (略)</p> <p>(e) <u>短航海旅客船（航行予定時間がおおむね4時間以下の旅客船をいう。）又は海上保安庁の船舶の浴室、大便器又は洗面設備については、やむを得ないものとして、本条の規定の適用を適宜しん酌して差し支えない。</u></p>	<p>115-17.0 (a) 浴室については、<u>船員定員8人又はその端数ごとに1以上の浴槽又はシャワーが設けられていること。ただし、日本式の浴槽については、浴槽の大きさ、浴室の広さに応じ、適宜斟酌して差し支えない。</u></p> <p>(b) <u>引き船、帆船その他船舶の大きさに比し船員定員の多い船舶については、やむを得ないものとして、本条の規定の適用を緩和して差し支えない。</u> (新設)</p> <p>(c) (略)</p> <p>(d) <u>短航海旅客船の浴室又は洗面設備については、やむを得ないものとして、本条の規定の適用を緩和して差し支えない。</u></p>	
<p>115-18.0 (a) <u>洗たく室等には、洗濯に使用する洗剤やハンガー等の備品を備えること。</u> (削除) (削除)</p> <p>(b) <u>本条の規定の海上保安庁の船舶への適用については、適宜しん酌して差し支えない。</u></p>	<p>(洗たく室等) (新設)</p> <p>115-18.0 (a) <u>乾燥室及び洗濯乾燥室は、洗濯室等の設備を含む。</u> (b) <u>沿海区域を航行区域とする総トン数3,000トン未満の船舶にあつては、適当な場所を洗濯及び乾燥のための場所として差し支えない。</u> (c) <u>短航海旅客船については、「さしかえないもの」と認めず差し支えない。</u></p>	
<p>115-21.0 (a)・(b) (略) (削る。)</p> <p>(c) <u>本条の規定の海上保安庁の船舶への適用については、</u></p>	<p>(診療室、病室等) (診療室、病室等)</p> <p>115-21.0 (a)・(b) (略)</p> <p>(c) <u>すべての船員について定員1人の船員室が設けられている場合は、病室を設けることを要しない。</u> (d) <u>引き船及び帆船については、やむを得ないものと認め</u></p>	

改正案	現行	備考
適宜しん酌して差し支えない。	て差し支えない。	
<p>第8編 無線電信等</p> <p>(無線電信等の施設)</p> <p>311-22.0 (a)～(d) (略)</p> <p>(e) 第1項第3号備考二に掲げる船舶に対する一般通信用無線電信等については、当該船舶の従業制限又は航行区域に応じ、以下に掲げる無線設備のいずれかとする。</p> <p>(1) 100GT未満の漁船</p> <p>SSB無線電話</p> <p>27MHz無線電話</p> <p>40MHz無線電話</p> <p>マリンホーン(マリンホーンのサービスエリア内を航行するものに限る。)</p> <p>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・デューオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p>	<p>第8編 無線電信等</p> <p>(無線電信等の施設)</p> <p>311-22.0 (a)～(d) (略)</p> <p>(e) 第1項第3号備考二に掲げる船舶に対する一般通信用無線電信等については、当該船舶の従業制限又は航行区域に応じ、以下に掲げる無線設備のいずれかとする。</p> <p>(1) 100GT未満の漁船</p> <p>SSB無線電話</p> <p>27MHz無線電話</p> <p>40MHz無線電話</p> <p>マリンホーン(マリンホーンのサービスエリア内を航行するものに限る。)</p> <p>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・デューオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p>	<p>一般通信用無線電信等に「Isat Phone Pro」及び「Oceana 800」を追加</p>

改正案	現行	備考
<p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</p> <p>イリジウム</p> <p><u>Isat Phone Pro</u></p> <p><u>Oceana 800</u></p> <p>(2) 近海区域を航行区域とする船舶(100GT以上の旅客船及び限定近海貨物船を除く。)</p> <p>SSB無線電話</p> <p>サテライト・マリソン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリソン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</p> <p><u>Isat Phone Pro</u></p> <p><u>Oceana 800</u></p> <p>(3) 限定近海貨物船</p> <p>SSB無線電話</p>	<p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</p> <p>イリジウム</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 近海区域を航行区域とする船舶(100GT以上の旅客船及び限定近海貨物船を除く。)</p> <p>SSB無線電話</p> <p>サテライト・マリソン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリソン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 限定近海貨物船</p> <p>SSB無線電話</p>	

改正案	現行	備考
<p>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</p> <p>イリジウム</p> <p><u>Isat Phone Pro</u></p> <p><u>Oceana 800</u></p>	<p>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</p> <p>イリジウム</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	
<p>(4) 沿海区域を航行区域とする船舶(限定沿海区域を航行区域とする船舶及び小安則第2条第3項に規定する沿岸小型船舶を除く。)</p> <p>SSB無線電話</p> <p>VHF無線電話</p> <p>27MHz無線電話</p> <p>40MHz無線電話</p> <p>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p>	<p>(4) 沿海区域を航行区域とする船舶(限定沿海区域を航行区域とする船舶及び小安則第2条第3項に規定する沿岸小型船舶を除く。)</p> <p>SSB無線電話</p> <p>VHF無線電話</p> <p>27MHz無線電話</p> <p>40MHz無線電話</p> <p>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p>	

改正案	現行	備考
<p>ワイドスター・DoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</p> <p>イリジウム</p> <p><u>Isat Phone Pro</u></p> <p><u>Oceana 800</u></p> <p>ただし、100GT以上の旅客船にあっては、SSB無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホンDoPaN21、DoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスター・DoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端末01、インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFB、イリジウム、<u>Isat Phone Pro</u>又は<u>Oceana 800</u>に限る。</p> <p>(5) 限定沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶</p> <p>SSB無線電話</p> <p>VHF無線電話</p> <p>27MHz無線電話</p> <p>40MHz無線電話</p> <p>5W出力型VHF無線電話(マリンVHFを含む。以下同じ。)(限定沿海船にあっては、当該船舶の母港がVHFのサービスイリア内にあるものに限る。)</p> <p>400MHz無線電話(限定沿海船にあっては、当該船舶の母港が当該400MHz無線電話のサービスイリア内にあるものに限る。)</p>	<p>ワイドスター・DoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</p> <p>イリジウム</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ただし、100GT以上の旅客船にあっては、SSB無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホンDoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスター・DoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端末01、インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB又はイリジウムに限る。</p> <p>(5) 限定沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶</p> <p>SSB無線電話</p> <p>VHF無線電話</p> <p>27MHz無線電話</p> <p>40MHz無線電話</p> <p>5W出力型VHF無線電話(マリンVHFを含む。以下同じ。)(限定沿海船にあっては、当該船舶の母港がVHFのサービスイリア内にあるものに限る。)</p> <p>400MHz無線電話(限定沿海船にあっては、当該船舶の母港が当該400MHz無線電話のサービスイリア内にあるものに限る。)</p>	

改正案	現行	備考
<p>マリンホーン(限定沿海船にあっては、当該船舶の母港が当該マリンホーンのサービエリア内にあるものに限り。)</p> <p>サテライト・マリンホーン((d)後段の水域のみを航行するものに限り。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限り。)</p> <p>ワイドスター・マリンホーン((d)後段の水域のみを航行するものに限り。)</p> <p>ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限り。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限り。)</p> <p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限り。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</p> <p>800MHz携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限り。)</p> <p>1. 5GHz携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限り。)</p> <p>2. 0GHz携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限り。)</p> <p>イリジウム</p> <p>Isat Phone Pro</p> <p>Oceana 800</p> <p>ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB無線電話、サテライト・マリンホーン、サテライトホンDoPaN21、ワイドスター・マリンホーン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車</p>	<p>マリンホーン(限定沿海船にあっては、当該船舶の母港が当該マリンホーンのサービエリア内にあるものに限り。)</p> <p>サテライト・マリンホーン((d)後段の水域のみを航行するものに限り。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限り。)</p> <p>ワイドスター・マリンホーン((d)後段の水域のみを航行するものに限り。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限り。)</p> <p>衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限り。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</p> <p>800MHz携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限り。)</p> <p>1. 5GHz携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限り。)</p> <p>2. 0GHz携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限り。)</p> <p>イリジウム</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB無線電話、サテライト・マリンホーン、サテライトホンDoPaN21、ワイドスター・マリンホーン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端末01、イン</p>	

改 正 案	現 行	備 考
<p>載端未01、インマルサットミニニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB又はイリジウム、<u>Isat Phone Pro</u>又は<u>Oceana 800</u>に限る。</p> <p>(6) 沿岸小型船舶 SSB無線電話 VHF無線電話 27MHz無線電話 40MHz無線電話</p> <p>サテライト・マリホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・マリホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) 衛星船舶・車載端未01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) インマルサットミニニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB イリジウム <u>Isat Phone Pro</u> <u>Oceana 800</u></p> <p>ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB無線電話、サテライト・マリホン、サテライトホン DoPaN21、ワイドスター・マリホン、ワイドスター DoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端未01、インマルサットミニニM、インマルサット Fleet</p>	<p>マルサットミニニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB又はイリジウムに限る。</p> <p>(6) 沿岸小型船舶 SSB無線電話 VHF無線電話 27MHz無線電話 40MHz無線電話</p> <p>サテライト・マリホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・マリホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) 衛星船舶・車載端未01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。) インマルサットミニニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB イリジウム <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB無線電話、サテライト・マリホン、サテライトホン DoPaN21、ワイドスター・マリホン、ワイドスター DoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端未01、インマルサットミニニM、インマルサット Fleet</p>	

改正案	現行	備考
<p>F33、インマルサットFleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサットFB、イリジウム、Isat Phone Pro又はOceana 800に限る。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(注1) 上記(1)から(6)までに掲げる無線設備は、船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示(以下、本項においては「告示」という。)に掲げる無線電信等であって、以下のとおり分類したもののSSB無線電話:告示第1号(1)及び(2)に掲げるもの 27MHz無線電話:告示第2号(1)に掲げるもの 40MHz無線電話:告示第2号(2)に掲げるもの VHF無線電話:告示第2号(3)に掲げるものであって第311条の22第1項でいうVHF無線電話 5W出力型VHF無線電話:告示第2号(3)に掲げる150MHz帯無線電話 400MHz無線電話:告示第2号(4)に掲げる400MHz帯無線電話 マリナーン:告示第3号(2)に掲げる400MHz帯無線電話</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB、イリジウム、Isat Phone Pro、Oceana 800:告示第4号(1)に掲げる1600MHz帯無線電話 サテライト・マリナーン:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p>	<p>F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB又はイリジウムに限る。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(注1) 上記(1)から(6)までに掲げる無線設備は、船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示(以下、本項においては「告示」という。)に掲げる無線電信等であって、以下のとおり分類したもののSSB無線電話:告示第1号(1)及び(2)に掲げるもの 27MHz無線電話:告示第2号(1)に掲げるもの 40MHz無線電話:告示第2号(2)に掲げるもの VHF無線電話:告示第2号(3)に掲げるものであって第311条の22第1項でいうVHF無線電話 5W出力型VHF無線電話:告示第2号(3)に掲げる150MHz帯無線電話 400MHz無線電話:告示第2号(4)に掲げる400MHz帯無線電話 マリナーン:告示第3号(2)に掲げる400MHz帯無線電話</p> <p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB、イリジウム:告示第4号(1)に掲げる1600MHz帯無線電話 サテライト・マリナーン:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>サテライトホンDoPaN21:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p>	

改正案	現行	備考
<p>ワイドスター・マリンホン:告示第4号(2)に掲げる 2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>ワイドスターDoPaN21:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>ワイドスター・デュオ:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>衛星船舶・車載端末01:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>800MHz携帯電話・自動車電話:告示第5号(1)に掲げる800MHz帯無線電話</p> <p>1. 5GHz携帯電話・自動車電話:告示第5号(2)に掲げる1500MHz帯無線電話</p> <p>2. 0GHz携帯電話・自動車電話:告示第5号(3)に掲げる2000MHz帯無線電話</p> <p>(注2) 以下にマリンVHF及びマリンホンに関する問い合わせ先を掲載する。(別途送付)</p> <p>(注3) 携帯電話・自動車電話については、当該携帯電話・自動車電話のサービスエリア案内図(各事業者が発行しているもの)を参考とすること</p> <p>(f) (略)</p>	<p>ワイドスター・マリンホン:告示第4号(2)に掲げる 2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>ワイドスターDoPaN21:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>ワイドスター・デュオ:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>衛星船舶・車載端末01:告示第4号(2)に掲げる2600MHz帯無線電話(N-STAR衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>800MHz携帯電話・自動車電話:告示第5号(1)に掲げる800MHz帯無線電話</p> <p>1. 5GHz携帯電話・自動車電話:告示第5号(2)に掲げる1500MHz帯無線電話</p> <p>2. 0GHz携帯電話・自動車電話:告示第5号(3)に掲げる2000MHz帯無線電話</p> <p>(注2) 以下にマリンVHF及びマリンホンに関する問い合わせ先を掲載する。(別途送付)</p> <p>(注3) 携帯電話・自動車電話については、当該携帯電話・自動車電話のサービスエリア案内図(各事業者が発行しているもの)を参考とすること</p> <p>(f) (略)</p>	
<p style="text-align: center;">心得附則(平成25年6月28日)</p> <p style="text-align: center;">(適用期日)</p>		

改 正 案	現 行	備 考
<p>(a) <u>本改正後の心得は、平成 25 年 6 月 28 日から適用する。</u> <u>ただし、第 2 編第 4 章第 1 節から第 4 節までの改正規定は、</u> <u>2006 年の海上の労働に関する条約が日本国について効力</u> <u>を生ずる日より適用する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>(a) <u>施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶につ</u> <u>いては、改正後の第 2 編第 4 章第 1 節から第 4 節までの</u> <u>規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p>		

○船舶検査心得 3-2 船舶救命設備規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-2 船舶救命設備規則 第1章 総則</p> <p>4.0 (特殊な船舶)</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 第3種船であって、同程度の大きさの貨物船に比較して著しく多数の人員を搭載する次に掲げる船舶又はこれに準ずるものについては、特殊な船舶として取り扱い、救命設備のみならず防火構造等の他の基準も含め「2008 特殊目的船コード」(MSC.266(84))を全面的に適用する場合同限り、同コードによって救命設備を施設することとし、差し支えない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>3-2 船舶救命設備規則 第1章 総則</p> <p>4.0 (特殊な船舶)</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 第3種船であって、同程度の大きさの貨物船に比較して著しく多数の人員を搭載する次に掲げる船舶又はこれに準ずるものについては、特殊な船舶として取り扱い、「2008 特殊目的船コード」(MSC.266(84))により施設することとし、差し支えない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>「特殊目的船コード」の適用について明確化。</p>
<p>心得附則 (平成25年6月28日)</p> <p>(適用期日)</p> <p>(a) 本改正後の心得は、平成25年6月28日から適用する。</p>		

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>附属書[9] 安全装置の基準</p> <p>6 補機及び管装置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>(イ) 空気管</p> <p>1) ～3) (略)</p> <p>4) 加熱される潤滑油タンクの空気管にあつては、<u>上端は暴露甲板上の排気ガスによる危険のない場所に導き(木船の場合を除く。)、排出ガスの流通を妨げ、又は波浪の侵入するおそれのない場所に設けられていること。</u></p> <p>なお、燃料油タンクの開口部には、容易に取りはずすことができる金網が取り付けられていること。</p> <p>また、<u>加熱されない潤滑油タンクの空気管であつて機関区域内に開口端を設ける場合には、溢れ出た潤滑油が電気設備、加熱又高温表面に達さないように措置を施すこと。</u></p> <p>5) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ii)・(iii) (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>附属書[9] 安全装置の基準</p> <p>6 補機及び管装置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>(イ) 空気管</p> <p>1) ～3) (略)</p> <p>4) 上端は、暴露甲板上の排気ガスによる危険のない場所に導き(木船の場合を除く。)、排出ガスの流通を妨げ、又は波浪の侵入するおそれのない場所に設けられていること。</p> <p>なお、燃料油タンクの開口部には、容易に取りはずすことができる金網が取り付けられていること。</p> <p>5) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ii)・(iii) (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>MSC.1/Circ.132 1(2009.6.11) に よつてガイドラ イン¹が策定さ れたことに伴 う。</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>心得附則（平成25年6月28日） <u>（適用期日）</u> <u>（a）本改正後の心得は、平成25年6月28日から適用する。</u></p>		